

名古屋金城ふ頭アリーナ条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

名古屋市長 広沢一郎

名古屋市規則第135号

名古屋金城ふ頭アリーナ条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋金城ふ頭アリーナ条例施行細則（令和6年名古屋市規則第72号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

卓球台	1台	1日1回 200円
審判台	1台	1日1回 1,000円

」

を

「

卓球台	1台	1日1回 200円
多目的スポーツ用マット	1面	1日1回 66,000円
審判台	1台	1日1回 1,000円
スタッキングチェア	1脚	1日1回 50円
司会台（マイクロホン付）	1個	1日1回 1,000円
簡易フロアーシート	平方 メー トル	1日1回 3円

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月4日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋金城ふ頭アリーナ条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 新規則の規定に基づく許可の申請その他アリーナの施設を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。